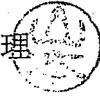


令和2年2月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山本有理



平成31年(ワ)第184号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年12月17日

判

決

F-1st

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1

原	告	今	井	豊
被	告	国		
同	代表者	三	好	雅
同	指定代理人	平	田	圭
10	同	飯	出	元
同	同	梨	本	博
同	同	杉	山	輝
同	同	関		重
同	同	服	部	弘
15	同	田	中	真
				澄

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告に対し、①原告が人権侵犯被害救済の申し出を行ったにもかかわらず、法務大臣から委嘱され、同大臣の指揮監督の下で人権侵犯事件の調査等の職務を行う人権擁護委員が、原告の申し出を根拠なく無視したこと、②前橋地方法務局沼田支局（以下「沼田支局」という。）所属の公務員が、

25

上記人権擁護委員の連絡先を回答しなかったことはいずれも違法であり、これらにより、精神的被害を受けた旨を主張し、国家賠償法1条1項等に基づき、慰謝料合計3000万円の一部として10万円の支払を求めた事案である。

## 2 前提事実等

5 (1) 人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年5月31日号外法律第139号）に基づき、市町村（特別区を含む。）の区域に設置され、法務大臣の委嘱を受け、法務大臣の指揮監督の下、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること等を職務とするから、国家賠償法1条1項の「公務員」  
10 に該当し、その行為は、公務員の「職務」行為に該当するというべきである。

(2)ア 石坂和利（以下「石坂」という。）は、平成29年1月31日当時、群馬県利根郡みなかみ町に設置された人権擁護委員であった。（乙4）

イ 原告は、平成29年1月31日、「人権被害の訴え」と題する書面（甲2、以下「本件申し出書面」という。）を持参して沼田支局に来庁し、石坂が人権相談を担当した（人権擁護委員法10条但し書きにより、石坂は、  
15 設置された区域外である群馬県沼田市においても、職務を行うことができる。）。

(3)ア 平成31年4月12日当時、沼田支局の総務係長は、坂井以下不詳（以下「坂井係長」という。）であった。

20 イ 原告は、平成31年4月12日、沼田支局に電話し、石坂を相手方として訴訟を起こしたいとして、石坂の住所を照会した。これに対し、坂井係長は、石坂の住所を教えることはできない旨を回答した。

## 3 当事者の主張

### (1) 原告の主張

25 ア(ア) 原告が、平成29年1月31日、沼田支局において、石坂に対し、別紙のとおり、4件の人権侵犯被害に遭ったとして救済を申し出、上記4

件全てが包囲網による加害であると相互関連性ないし因果関係を訴え、群馬県警察沼田警察署への同行調査を要請したところ、石坂は、後日回答する旨の約束をしたにもかかわらず反故にし、原告の申し出等を、理由を示すことなく無視した（以下「本件行為1」という。）。

5 (イ) 石坂は、原告の上記(ア)の申し出等から、当然に原告に対する脅迫を強く疑い、原告の生命に対する権利侵害や公益侵害を容易に知り得、かつ、原告の危険に対処する権限も法定されており容易にこれを行使できたのであるから、本件行為1は、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずる人権擁護委員の職務（人権擁護委員法11条3号）を怠るものであり、原告の被害が継続することにつき職責により予見可能性があるにもかかわらず、その結果を回避すべき義務に違反するものであるし、また、刑事訴訟法239条の2の官吏公吏の犯罪告発義務に違反し、後日の回答を約しながら無視したことは著しい信義則（民法1条）  
10 違反である。そして、本件行為1は、原告の個人の尊厳（憲法13条）及び適正な手続を受ける権利（憲法13条）を侵害するものであり、石坂の職務上の故意又は過失によるものであるから、違法である。

15 (ウ) 原告は、本件行為1により、露骨に非人間扱いをされ、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けた。

20 (エ) かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには1500万円を要する（なお、本訴請求はそのうちの5万円の一部請求である。）。

イ(ア) 原告が、平成31年4月12日、沼田支局に電話し、訴訟目的と告げて石坂の連絡先を尋ねたのに対し、坂井係長は、人権相談所の規則であるとして、石坂の連絡先の回答を拒否した（以下「本件行為2」という。）。  
25

(イ) 本件行為2は、原告の当事者適格を実質的に根拠なく無視した差別的取扱いであり、信義則（民法1条）違反であり、原告の個人の尊厳（憲

法13条), 適正な手続を受ける権利(憲法13条)及び平等権(憲法14条)を侵害するものであり, 坂井係長の職務上の故意又は過失によるものであるから, 違法である。

(ウ) 原告は, 本件行為2により, 精神的に著しい恐怖と屈辱を受けた。

5 (エ) かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには1500万円を要する(なお, 本訴請求はそのうちの5万円の一部請求である。)

## (2) 被告の主張

### ア 本件行為1について

10 原告が, 平成29年1月31日, 本件申し出書面を持参して沼田支局に来庁し, 石坂が人権相談を担当したという限度で認め, その余は知らないし争う。

被告が, 国家賠償法上の責任を負うことは争う。

### イ 本件行為2について

15 原告が, 平成31年4月12日, 沼田支局に電話し, 訴訟目的と告げて石坂の住所を尋ねたのに対し, 坂井係長が, 石坂の住所を回答しなかったという限度で認め, その余は知らないし争う。

被告が, 国家賠償法上の責任を負うことは争う。

## 第3 当裁判所の判断

20 1 前記前提事実等, 原告本人尋問の結果のほか後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

### (1) 本件行為Iについて

ア 原告は, 平成29年1月31日, 本件申し出書面を持参して沼田支局に来庁し, 石坂が, 同日午後1時40分頃から午後2時50分頃まで, 人権相談を担当した。

25 本件申し出書面には, ①警視庁や群馬県警察等の警察機関は, 原告が脅迫の被害を訴えているにもかかわらず適正な対応をせずに無視しており,

これは原告の平等権、生存権等の基本的人権の侵害に当たるとする旨、②原告を狙った農産物の出荷価格操作と思われる事象や異音の発生が続いている旨、③警察が、「職権で犯罪を十分に認知あるいは検知すべき状況にありながらあえてそれをしないこと」はどのような罪状に該当するか、行政不服審査法に基づき、埼玉県警察に再捜査させる余地はあるか、警視庁が原告の被害届を無視し続けていることについて違憲確認訴訟を提起できるかなどの質問等が記載されていた。

原告は、石坂に対し、本件申し出書面を検討して法務大臣に報告し、原告に対する人権侵犯があることを認めてほしい旨を希望した。石坂は、原告に対し、法務局の担当者と本件申し出書面の内容を検討し、必要な助言又は関係機関等の紹介をできればしたいと思うので、後日連絡する旨を伝えた。

(甲2, 乙4, 原告本人)

イ 石坂から上記アの人権相談の報告を受けた沼田支局の原田総務係長は、平成29年2月10日午後2時10分頃、原告に電話をし、①本件申し出書面の内容等からすると、人権侵犯ではなく職務上の問題になると思われる旨、②法務局は、他の行政機関が行った行為を判断することはできない旨、③法務局は、法律的な判断を求める質問について判断することはできず、法律的な判断は究極的には裁判所が行うものである旨、④群馬県及び群馬県警察の相談窓口の利用や刑事事件に詳しい弁護士への相談、法テラスで相談窓口の教示を受けることを勧める旨などを伝えた。(乙5, 原告本人)

ウ その後、原告は、何度か群馬県利根郡みなかみ町役場や沼田支局に来庁し、本件申し出書面に対する石坂からの直接の回答を求めたり、原告に対する人権侵犯事件について法務大臣に報告することを求めたりしたが、平成29年3月8日以降、石坂との連絡が取れなくなった。(甲3ないし7,

原告本人)

(2) 本件行為2について

原告は、平成31年4月12日、沼田支局に電話し、石坂を相手方として訴訟を起こしたいとして、石坂の住所を照会した。これに対し、坂井係長は、理由にかかわらず、個人情報であるので石坂の住所を教えることはできない旨を回答した。

2 検討

(1) 本件行為1について

ア 原告は、本件行為1について、石坂が、平成29年1月31日、原告が本件申し出書面を提出して人権侵犯救済を申し出たところ、本件申し出書面から、当然に原告に対する脅迫を強く疑い、原告の生命に対する権利侵害や公益侵害を容易に知り得、かつ、原告の危険に対処する権限も法定されており容易にこれを行使できたにもかかわらず、また、後日回答する旨の約束をしたにもかかわらず、原告の上記申し出を、理由を示すことなく無視したとして、本件行為1は違法である旨を主張する。

イ 上記1(1)アのとおり、原告は、平成29年1月31日、石坂に対し、本件申し出書面を提出して原告に対する人権侵犯を認めてほしい旨を希望し、人権侵犯救済を申し出たこと、石坂が、原告に対して、本件申し出書面について、後日回答する旨を約束したことは認められる。

しかしながら、本件申し出書面に記載された、警察機関が、原告が脅迫の被害を訴えているにもかかわらず適正な対応をせずに無視している旨の訴えは、警察機関の対応の違法性や当否を問題とするものであり、法務省の人権擁護機関である人権擁護委員及び沼田支局において判断ができるものではない。また、本件申し出書面に記載された、原告を狙った農産物の出荷価格操作と思われる事象や異音の発生が続いている旨の訴えについても、捜査機関、そして最終的には裁判所においてその犯罪該当性を

判断するものであり、人権擁護委員及び沼田支局において判断できるものではない。したがって、石坂が、本件申し出書面から、当然に原告に対する脅迫を強く疑い、原告の生命に対する権利侵害や公益侵害を容易に知り得、かつ、原告の危険に対処する権限も法定されており容易にこれを行ってきたということとはできない。

また、上記1(1)イのとおり、人権擁護委員とともに法務省の人権擁護機関とされる沼田支局の人権擁護に係る担当者である原田総務係長が、人権擁護委員である石坂からの報告を受け、原告に対し、本件申し出書面の内容等からすると人権侵犯ではなく職務上の問題になると思われる旨、警察機関や法律の専門家である弁護士らへの相談を勧める旨を伝えたのであり、石坂が、原告の人権侵犯救済の申し出について、後日回答する旨の約束を反故にしたともいえないし、理由を告げずに無視したともいえない。

ウ 以上によれば、原告の上記主張は採用できず、石坂の行為が違法であるとはいえない。

## (2) 本件行為2について

ア 本件行為2に関しては、上記1(2)のとおり、原告は、平成31年4月12日、沼田支局に電話し、石坂を相手方として訴訟を起こしたいとして、石坂の住所を照会したが、坂井係長は、理由にかかわらず、個人情報であるので石坂の住所を教えることはできない旨を回答したことが認められる。

原告は、これについて、原告の当事者適格を実質的に根拠なく無視した差別的取扱いであるとして、違法である旨を主張する。

イ しかしながら、坂井係長が、とりわけ原告を差別して石坂の住所を開示しなかったと認めるに足りる証拠はないし、その他坂井係長が、原告に対し、石坂の住所を開示する法的義務を負うというべき根拠も認められない。

また、仮に、坂井係長が原告に対して上記法的義務を負う場合があったとしても、石坂の住所は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）2条2項に規定する「個人に関する情報」及び同条5項に規定する「保有個人情報」に該当するところ、坂井係長が石坂の住所を開示することは、原則として、個人情報保護法8条1項により許されないものであるし、同条2項により提供することができる場合に該当するというべき事情もうかがわれない。

ウ 以上によれば、坂井係長が、石坂の住所を開示しなかった行為は、原告に対して負担する職務上の法的義務に違背した違法なものということはいできない。

3 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判官

高橋 浩美 

(別紙)

#### A 脅迫殺人事件

20090119 に回答期限付の被害届を警視総監宛の簡易書留で郵送したのに、無視されたまま、その回答期限日当日の20090220に、私の叔母がさいたま市で変死し、その後、轢逃げ事故とされたが、真相は、その被害届の隠蔽を意図した、私への無言の脅迫の為の殺人に相違なく、これを埼玉県警が交通事故に偽装しました。

これを脅迫の為の殺人と確信する理由は、第一に、この被害届が無視できない内容であったことであり、特に、(冒頭頁)広範な肖像権侵害、「一億人の犯罪」、(3頁)日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)、(5頁)私の出番日と連動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象、を総合すれば、包囲網の实在に疑いの余地は無く、このデータを押さえるだけで摘発できたはずで

す。要するに、不特定多数の被疑者による加害を示す様々な現象を記述しておりました。

特に連動データこそは、包囲網にとって不都合な真実であり、アキレス腱だったのです。包囲網はやがて、この現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街を大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつも有ると思いますが、少なくとも、首都圏の20万台の全タクシーの平均売上也、私の出番日と連動しておりました。

ですから、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じ、この連動データの口封じの為に、以下の脅迫殺人が起きたことが、極めて合理的に推定されます。

第二に、期限を明示して回答を求めていたのに無視することは信義則として有り得ないことや、当然前に、理由を告知しない不当な受付拒否であり、また、差別的取扱であることなどの、無条件の違法性が自明であることです。

第三に、このような被害届を完全に無視することは、およそ有り得ない選択なので、警視庁の何らかの加害の意図が、経験則として当然前に、推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に私の叔母が変死したことにより、そのいずれも稀な現象なので、偶然には重なりえないことから、既述の被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、蓋然性として当然前に、推定されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。

同様の設定のドラマや小説も多いので、誰もが当然前に、そう感じるはずで

す。更には、既述の通り、極めて深刻な夜の街の状況が在りました。

第四に、事故直後の態様が不審であり、主な外傷は頭部だけで、胴体部や乗っていた自転車が無傷だったのは、およそ交通事故とは思われず、真犯人による撲殺の疑いが残ります。

また、金曜の朝の副都心の17号上の交差点で、目撃者が出なかったのも不審です。

つまり、事前に共謀して現場の迂回行動を取っていた疑いです。

20090303に、事前予約のうえで、東村山署にて、サワダと名乗る警官に、被害届との関連を説明し、脅迫殺人の真相究明を訴えましたが、その後、無視されました。

これだけでも、当然前に、警察の犯罪であり、巨大不祥事です。

私が、当然前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずで

す。私は、サワダの身体的特徴を記憶しており、人物を特定できます。

20160606警視総監宛に、脅迫殺人の捜査を要求する旨の内容証明便を送りましたが、無視されました。

## B. 猟銃脅迫事件

(1) 20150111に、見知らぬハンターが私の畑の中に侵入し、私の無意識下で、至近距離約30mから、ほぼ対面で、発砲しました。

驚いた私が最初に見たのは、この発砲者が銃口の向きを遠ざける動作です。

これは、目の前の私の存在を無視した、あまりにも傍若無人な発砲なので、当り前に、猟銃の濫用による以下の意図が疑われることから、普通はやらないはずです。

それを承知の上で、なぜ敢えて発砲したのか?が、当り前に、事件性の焦点です。

極めて希少な発砲であること、つまり、同様事例の統計的希少性は、公知の違法性の証左であるから、何らかの特別の意図に違いないと何度も強調し、合理捜査を促しました。

希少な行動の裏には何か特別な動機が在るはずだという、当り前の、こうした刑事的観点を、各県警とも、常に、根拠無く無視しています(認めようとしません)。

1 共通の違法性 至近距離であること 意図と無関係

・狩猟法第38条3違反 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る疑い (90.00%)

2 私の無意識を知っていたことによる疑い 遠ざける動作が表象

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンパーを着て、対面方向から侵入したので、ほんの一呼吸待てば私が気付いたと思われるのに、待たなかったことが極めて不審です。

また、焚火をしている人間の近くにノコノコ現れるような鹿が実在する信憑性も低いですが、そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないはずです。

ア 不意の轟音によって驚かせようとした疑い

・暴行罪 無意識下での物理力(轟音)による直接攻撃 計測値が必要 (90.00%)

・殺人未遂罪ないし未必の殺意 ショック死する惧れが有ります (50.00%)

イ 外した狙撃を隠蔽しようとした疑い ③殺人未遂罪ないし未必の殺意 (50.00%)

シカは狂言の疑い(遠ざける動作、獣は焚火の近くには現れない、シカに掠ってもいない)

発見された足跡は、3日後の再現場検証時の物なので別物です(毎日雪が降る)。

そもそも獣達の住处同然の山奥なので、足跡など、常に、どこにでも、在ります。

したがって、私の背後方向にも足跡は在ったはずなのに、調べてもいません。

3 「お前の存在を消すぞ」という、脅しの意図の疑い

・脅迫罪 私の生命への無言の脅迫 (99.00%) 正面 侵入 30m →私への意図の明示

・個人の尊厳(自律権)と静穏権の侵害 畑に侵入、至近距離、無意識下 (100%)

不意の轟音は、私の意識を無理やり暴力的に破り、人格的生存を脅かしています。

4 「お前など人ではない」という侮蔑の意図の疑い ⑥侮辱罪・無言 (99.00%)

周囲では、お仲間達がこの発砲を見つめていたはずなので、「公然と」に当ります。

(2) 20150126の朝、発砲現場の手前約200mの通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり、騒然としていました。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思います。

外形的にはハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。

死骸が元々在った場所は、通り道から外れて、約20m奥まっているのです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと

死骸が元々在った場所で捌いたとすると、その20mにはほとんど無いのに、通り道上に大量に集中していたことが極めて不審です。

通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、さらには、処分を受けた発砲者グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などが極めて不審です。

このように、いずれの場合でも辻褄が合いません。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること 別物の混在の疑い

1 いずれにせよ、脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為に行った行為なのか」を、当り前に、まず確定せるべきところ、これを怠ったことは基本的過失です。

具体的には、大きな猪の死骸から弾丸を摘出して、証拠を確保しておく必要がありました。

2 発砲者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは論理矛盾です

(3) 20150126の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性1/100)

②黒岩警官の検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性1/100)

それまで動かなかった死骸が急に動き出す道理はありません。

③現場検証時より一匹増えたこと 隠し持っていた疑い(偶発性1/100)

柳岡警官は、血痕も死骸も鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが2つとも通り道上に落す確率は天文学的に小さく、また、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないと思います。

(4) 20150327の朝、チャンチャンコ状態になめした大猪の胴体部の毛皮だけが通り道上に置かれていました。 B-甲3-1、B-甲3-2 (偶発性1/1000000)

①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、発砲から三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと

②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反も自明)

③通り道上に置いて在ったこと

(5) 以後今日まで、発砲グループによる、つきまといや威嚇発砲が続いています。

20150221 高橋和俊のつきまとい映像 B-甲2-1 (偶発性1/100)

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで私の前に現れて威力を示しました。

①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必然性無し)

③そこで車を降りて、立って見せる必然性がないこと(目的地は400m先のダム)

(説明) (2)の血痕も、(3)や(4)の死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という意図の、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当り前に、推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

なお、沼田署は(3)以後、この事件について、無条件に受付拒否しました

C 出荷市場での価格操作(差別対価)

2014年以降、私は生産農家として野菜を出荷して生計を立てていましたが、差別対価による貧困化が年々激化し、2018年からは営農を断念するところまで追い込まれました。

価格操作の極めて高度の蓋然性

これを価格操作とする理由はいくつも有りますが、何よりも、統計的な異常値(平均値からの著しい乖離)であること、つまり偶然には出現し得ない確率であることです。

一箱(Mサイズなら10本)50円というのは、箱代53円よりも安いので、実質的なマイナス価格ですから、前例が無いほどに極めて稀有な価格であると同時に、出荷する意味の無い、殺意溢れる価格です。

特に20170717の50円は、272円という過去最低水準から、更に5.4倍も乖離しています。

#### D 有り得ない異音の数々

非日常的な、有り得ない様々な音が、日常的に記録されているのに、それを何度、沼田署に訴えても、無視したことは、極めて不審な対応です。

誰による、何の為の音なのか?が不明なまま、ましてそれが私への脅迫であると訴えているのに、根拠も無く無視して放置するというのは、警察の職責として有り得ません。

以上のAからDの私の申出に対し、みなかみ町人権擁護委員イシザカは、「どう対応すべきか、この場ではすぐに判断が付かない」旨の所見を述べたのに、以後は事実経過の通り、申出や抗議を実質的に根拠無く無視し、被害を放置しました。

特に、20170308 14:16(甲4) みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑318)にて、原告自身が作成した法務大臣宛報告案(甲3)に、後日回答する旨の約束をしたのに、反故にしたまま、以降の連絡を絶ったことは、詐欺的で極めて悪質です。

#### 原事件の被疑者や警察の不当性

まず、原事件の被疑者らの加害の意図は、威力を示して私を恐怖させ、真意を抑圧、ないし変更させることですから、必然的に常に、個人の尊厳(憲法13条)の侵害です。

この被害の訴えを、警察と検察の両捜査機関が、実質的に根拠無く無視したことは、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範61条違反)であり、また、被害が解消するはずもないことから、職責による予見可能性に基く、結果回避義務違反であると同時に、それによる、自決権(自由権規約1条、憲法13条)や、生命に対する権利(憲法13条)や、適正な手続を受ける権利(憲法13条)等の侵害であり、それによる平等権(憲法14条)の侵害です。

当たり前(主要な判断要素)の違法性を無視したことは経験則違反であり、そのまま判断したことは論理則違反であり、当り前に、事実認定の誤りであり、著しい社会不正義です。

まとめると、事実認定の誤りであり、かつ、憲法違反であり、職務上の故意または過失です。同時に、信義則(民法1条2)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、不法行為です。

付言すると、主要な判断要素であった刑事的観点を根拠無く無視したことは、その定義に照らして、判断ないし捜査としての成立要件を欠いているので、当り前に、無効です。

また、自明の違法性や常習性から、警察の故意は明らかです。

以 上

これは正本である。

令和2年2月7日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山本有理

